

平成18年 7月12日

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒一丁目8番8号
(本社事務所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)
恵比寿ビジネスタワー7階)
株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
代表取締役社長 杉 山 全 功

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 7月27日 (木曜日) 午後1時
 2. 場 所 東京都品川区西五反田八丁目4番13号
東京簡易保険会館 ゆうぼうと7階 重陽の間
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第7期 (自平成17年 5月1日 至平成18年 4月30日) 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第7期 (自平成17年 5月1日 至平成18年 4月30日) 連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 第7期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(27頁から36頁まで)に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年5月1日
至 平成18年4月30日)

I 営業の概況

1. 営業の経過及び成果

(1) 全般的概況

当期におけるわが国経済は、原油や原材料の高騰による景気への影響が懸念されましたが、企業収益の好転による設備投資の増加や消費者の購買意欲の高まり等、緩やかに回復する兆しが見られました。

また、モバイルビジネスを取り巻く環境におきましては第三世代携帯電話のシェア競争に加え、キャリアナンバーポータビリティ制開始にともなう既存顧客の囲い込み施策が始まり、各社利用料金の低廉化や定額制など、モバイルユーザーが携帯でインターネットをますます活用しやすいインフラ整備がすすめられております。

このような環境の中、当社は、お客様の顧客満足度を高めるためにデジタルコンテンツ事業においてはサービスメニューの充実、コマース関連事業においては取扱商品の充実による売上の拡大に注力してまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、4,896,855千円（前期比16.8%増）、利益面に関しましては、新株発行による新株発行費償却を計上しているものの、コンテンツの内制化による原価率の低下にともなって利益率が向上したことにより、営業利益732,472千円（前期比72.1%増）、経常利益718,888千円（前期比45.9%増）、当期純利益は433,858千円（前期比54.7%増）となりました。

(2) 事業別概況

事業別売上状況は次のとおりであります。

	第6期 自 平成16年5月1日 至 平成17年4月30日		第7期 自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日		対前期売上高増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
デジタルコンテンツ事業	2,928,785	69.8	3,955,436	80.8	1,026,651	35.1
コマース関連事業	969,699	23.1	843,456	17.2	△126,242	△13.0
その他の事業	295,294	7.1	97,962	2.0	△197,331	△66.8
合計	4,193,779	100.0	4,896,855	100.0	703,076	16.8

【デジタルコンテンツ事業】

デジタルコンテンツ事業におきましては、収益性を高めながら安定的な成長を確保することを事業方針として取組みを行ってまいりました。カテゴリーキラーとしてのポジションから得られる「バーチャルポータル効果」

(注)により効率的な集客が可能となることにより、既存コンテンツの会員数に新規コンテンツの売上が上積みされることとなり、着実に収益を増加させることとなりました。

具体的な活性化施策といたしましては、モバイルコンテンツでは39サイト、PCコンテンツでは37サイトの新規投入を行い、当期末現在における会員数は127万人となり、前期末に比べ41.6%の会員増加を達成することができました。

この結果、当期末現在、当社が運営する携帯電話等向け公式コンテンツは104サイト、PC向け62サイトとなり、当期の売上高は3,955,436千円（前期比35.1%増）となりました。

(注)サイト間で相互リンクすることによって、露出度を高め、利用者の流入を増やすポータルサイトと同様の効果が得られることを指します。

【コマース関連事業】

コマース関連事業におきましては、来期を見据えて処理件数を高めるために1月あたり30,000件対応可能な物流システムを整備するとともに、売れ筋・定番商品の強化を行い、商品の訴求力を高めるため新しいフロントシステムの導入をすすめております。当期に新規オープンいたしました当社の中心顧客層であるF1層向けのコスメ・ダイエット公式ショップも当社が運営するモバイルコマースにおいて、中核となるショップの一つとなりました。

この結果、当期末現在、当社が運営する公式ショップは19サイト、自社運営の一般ショップ3サイト、提携型ショップ3サイトとなり、当期の売上高は843,456千円（前期比13.0%減（注））となりました。

（注）前期においてコマース関連事業としてセグメントしておりましたPC向けパソコンソフトの販売事業及び店舗での雑貨の販売事業に関しましては、経営資源の集中投下のため、営業譲渡しております。前期の当該事業の売上を除いた場合における売上高の前期比は140.8%増となっております。

【その他の事業】

その他の事業におきましては、従来よりサービスの提供を行ってまいりました、ASP事業による収入やライセンス販売等による売上に加えまして、当期におきましてはSuica.jpのサイト立上げにともなう受託開発による収入が計上されております。

この結果、売上高は97,962千円（前期比66.8%減）となりました。

2. 対処すべき課題

当社におきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

(1) デジタルコンテンツ事業における課題

当社では、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの投入による新たな収益及び顧客の獲得によって、さらなる成長が見込めると考えております。そのためには、安定成長が見込める新規コンテンツの投入が課題となっております。

今後につきましては、「古い」のように安定成長が見込める他のカテゴリーや、顧客の継続利用が期待できるコンテンツに集中して、新規コンテンツを投入してまいります。

また、新規顧客の獲得にあたっては、コンテンツの露出度・認知度を向上させることが課題と認識しております。そのための対策として、「パータルポータル効果」と呼ぶ自社運営の公式コンテンツを相互にリンクさせる方法によって、露出度・集客力ともに高めてまいります。公式コンテンツだけでなく公式ショップとも相互リンクを行うことにより、公式ショップでの継続利用が想定される顧客を囲い込むことが可能となり、モバイルコマースとの相乗効果を創出してまいります。

加えて、コンテンツごとの顧客単価を向上させることが今後の課題であると認識しております。平成16年8月よりインターネットに接続したPCユーザー向けに「古い」コンテンツの提供を開始しており、1メニュー当たりの価格帯は525円～735円とモバイルコンテンツと比較して高額な課金設定を行うことによって、顧客単価向上に向けた検証を行っております。

今後につきましても、PCユーザー向けの高額コンテンツ提供を継続すると同時に、モバイルコンテンツにおきましてもキャリアの課金設定変更にあわせて、顧客単価向上による収益力の強化を図ってまいります。

(2) コマース関連事業における課題

当社のモバイルコマースにおきましては、モバイルコマース市場全体が急速な拡大傾向にある企業環境を背景に、当社が保有するF1層を中心とした顧客に向けたサービスの一つとして、「デジタルコンテンツ」と同じ位置をおいており、顧客が「欲しい」と想定される「より付加価値の高い商品」を「提案型」の販売手法により提供を行っております。さらなる発展のためには、顧客母体への集客を高め、リーチの拡大を図ると同時に、顧客の潜在的欲求に応えられるような商品の訴求力を高め販売力を強化する

ことが重要な課題であると認識しております。

今後の対策といたしましては、「デジタルコンテンツ」を含めた、当社会員への集客を効率的に行うとともに、顧客のニーズに合致した、サービス・商品の提供を充実し、集客・顧客の継続・商品調達力によって利益の最大化を重要課題として強化していく方針であります。

(3) その他の事業における課題

その他の事業におきましては、事業提携モデルの新規開拓と、積極的な投資も含めた新規事業の創出に努めております。

今後につきましては、新規事業案件の開拓と収益化及び当社が保有する会員に向けた新規サービスの開発を推進してまいります。

3. 資金調達の状況

当社は東京証券取引所マザーズ市場への上場にともない、平成17年5月26日を払込期日とする公募増資(発行新株数1,500株、引受価額1株につき860,250円)を実施し、総額1,290,375千円の資金調達を行いました。

また、第2回新株予約権の全量行使により280,000千円の資金を調達いたしております。

4. 設備投資の状況

当期中におきまして実施いたしました設備投資の総額は160,539千円で、その主なものといたしましては、モバイルコンテンツ向け自社利用ソフトウェア70,116千円、サーバー・パソコンその他周辺機器43,970千円であります。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

項目	第4期 (平成15年4月期)	第5期 (平成16年4月期)	第6期 (平成17年4月期)	第7期(当期) (平成18年4月期)
売上高(千円)	3,225,232	3,749,011	4,193,779	4,896,855
営業利益(千円)	289,945	242,237	425,628	732,472
経常利益(千円)	277,977	224,147	492,688	718,888
当期純利益(千円)	142,700	92,062	280,402	433,858
1株当たり純利益(円)	16,670.61	10,635.65	30,028.10	7,279.28
総資産(千円)	1,551,084	1,612,624	2,288,388	4,567,390
純資産(千円)	884,602	976,682	1,457,085	3,482,106
1株当たり純資産(円)	102,195.32	112,833.03	150,899.45	55,258.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成17年12月20日付をもって、普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたしました。なお、第7期の1株当たり当期純利益については、期首に当該株式分割が行われたと仮定し算出しております。

第4期は日本国内における移動通信市場は約10%と堅調な伸びになりましたが、このような市場環境の中、当社の中核事業であります「モバイルコンテンツ事業」は大手3大キャリアに27サイトを提供し、平成15年4月末には716千人のユーザーを獲得するにいたりました。また前期よりすすめてまいりました新規事業の確立や再編を行ってまいりました結果、売上高は3,225,232千円、営業利益289,945千円、経常利益277,977千円となり増収増益を達成することができました。

第5期の当社を取り巻く事業環境におきましては、オンラインショッピング市場全体は約4兆4,240億円と推計され、その中でも特にモバイルコマース市場での対前年度比4倍を超える高い伸び率は、注目すべきものでありました。また、加入者8,000万人を超えた携帯電話市場に「定額サービス」という新たなサービスが導入されたことによって一般消費者の通信費負担は軽減される方向にあり、「話す」携帯電話から「使う」携帯電話へとそのあり方も変化してきております。このような状況の下、当社はデジタルコンテンツ事業における収益基盤の整備を図るとともに、今後、市場の成長が期待できる

モバイルコマース市場に参入し、事業シナジーの創出のための経営基盤の確立に注力してまいりました結果、売上高は3,749,011千円、営業利益は242,237千円、経常利益は224,147千円となり、また投資有価証券の評価損や長期貸付金及び長期未収入金の貸倒引当金等を特別損失として71,479千円計上したことから、当期純利益は92,062千円となりました。

第6期のモバイルビジネスを取り巻く環境は、キャリア主導による第三代携帯電話の本格的普及期を迎え、高速データ通信の実現、ディスプレイの解像度向上、非接触ICカード等の高機能化が図られ、携帯情報通信端末としての進化が加速してまいりました。このような状況のもと、当社では「選択と集中」による事業の再編と顧客指向のEC戦略を推し進める上で重要な『「個」客分析システム』の構築に注力いたしました。デジタルコンテンツ事業におきましては、経営資源の集中と効率的な運営体制づくりに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに、コマース関連事業におきましては、事業間シナジーの観点からモバイルコマースを中心とした事業構造へと再編し、店舗販売等の事業売却を行いました結果、売上高は4,193,779千円、営業利益425,628千円、経常利益492,688千円、当期純利益280,402千円となりました。

第7期（当期）の状況につきましては、前記「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

II 会社の概況（平成18年4月30日現在）

1. 主要な事業内容

当社は、インターネットに接続可能な携帯電話（以下、「携帯電話」という）等のネットワークを介して、顧客それぞれの個性を尊重したサービス・商品の提案の提供を行っております。

当社の事業は、(1) 携帯電話等を介して提供するデジタルコンテンツの企画制作・開発・運営を行う「デジタルコンテンツ事業」、(2) 携帯電話を利用し商品の販売を行うモバイルコマースを中心とした「コマース関連事業」を軸に、(3) モバイルコマース及びデジタルコンテンツに関連したシステム開発及びライセンス管理業務等を行う「その他の事業」により構成されております。

2. 主要な営業所及び事業所

本店 東京都目黒区

3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 190,000株

(2) 発行済株式の総数 62,780株

(注) 1. 平成17年5月26日付で東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う公募増資により、発行済株式の総数は1,500株増加いたしました。

2. 第2回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,400株増加いたしました。

3. 平成17年9月20日開催の取締役会決議により、平成17年12月20日付をもって普通株式1株を5株に分割するとともに、当社定款を変更し、会社が発行する株式の総数を分割割合に応じ増加しております。この結果、会社が発行する株式の総数は152,000株増加して190,000株に、発行済株式の総数は50,224株増加し62,780株になりました。

(3) 株主数 2,655名（前期末比2,592名増）

(4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出 資 比 率
川 嶋 真 理	13,960株	22.2%	—株	—%
三 木 谷 浩 史	7,465	11.9	—	—
ネットキャピタルパートナーズ リミテッド	6,025	9.6	—	—
佐 藤 和 利	3,120	5.0	—	—
シナプスフォン株式会社	3,000	4.8	302	4.7
杉 山 全 功	2,180	3.5	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	2,110	3.4	—	—

4. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

5. 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成16年9月30日
新株予約権の数	1,226個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,130株
新株予約権の発行価額	無償

(注) 当社は平成17年12月20日付をもって普通株式1株を5株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

6. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	56(12)名	13名増	30.9歳	1.6年
女 性	33(13)名	5名増	28.0歳	1.4年
計又は平均	89(25)名	18名増	29.8歳	1.6年

(注) ()内はアルバイト等の臨時従業員数の平均であります。

7. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジープラス	10,000千円	66.0%	携帯電話等の販売事業
株式会社アレス・アンド・マーキュリー	10,500千円	100.0%	モバイルコンテンツの提供及びモバイル向け広告配信事業

(2) 企業結合の経過

平成17年11月1日付で議決権比率66%の株式会社ジープラスの株式を取得し、平成18年2月1日付で議決権比率100%の株式会社アレス・アンド・マーキュリーの株式を取得したため、両社は当社の連結子法人等となりました。

(3) 企業結合の成果

連結売上高は5,319,114千円、連結経常利益は752,374千円、連結当期純利益は444,037千円となりました。なお当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度対比は行っておりません。

8. 主要な借入先

該当事項はありません。

9. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
代表取締役会長	川 嶋 真 理	
代表取締役社長	杉 山 全 功	
取 締 役	森 春 幸	デジタルコンテンツ事業担当
取 締 役	松 本 浩 介	コマース関連事業担当
取 締 役	山 崎 浩 史	管理本部担当
取 締 役	谷 間 真	株式会社プロ・クエスト 代表取締役 谷間真公認会計士事務所 所長 株式会社関門海 取締役
監 査 役 (常 勤)	伊 藤 勇	
監 査 役	田 中 奉 文	株式会社TASC 代表取締役 株式会社サザビーリーグ 監査役
監 査 役	井 上 昌 治	松嶋総合法律事務所 株式会社総合医科学研究所 監査役

- (注) 1. 取締役谷間真は、旧商法第188条第2項第7号/2に定める社外取締役であります。
2. 監査役伊藤勇、田中奉文及び井上昌治は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当該営業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- ① 就任
平成17年7月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役山崎浩史、同谷間真、監査役田中奉文及び同井上昌治の4名は新たに選任され、就任いたしました。
- ② 辞任
取締役白鷺幸治、同中村亮、同内田康則、監査役天井次夫及び同谷間真の5名は平成17年7月27日付で辞任いたしました。

10. 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	9名	千円 81,816	4名	千円 6,200	13名	千円 88,016	(注) 1. 2. 3.
計	—	81,816	—	6,200	—	88,016	

(注) 1. 取締役の報酬限度額（旧商法第269条第1項第1号）は、年額200,000千円（平成16年7月30日の株主総会決議による）であり、監査役の報酬限度額（旧商法第279条第1項第1号）は、年額50,000千円（平成16年7月30日の株主総会決議による）であります。

2. 期末日現在取締役は6名、監査役は3名であります。支給人員と相違しているのは、平成17年7月27日付をもって取締役3名及び監査役2名が退任したためであります。なお、監査役のうち1名は無報酬であります。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として、12,000千円支給しております。

11. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支払額
1. 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	17,000千円
2. 1. の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	17,000千円
3. 2. の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

III 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

貸借対照表

〔平成18年4月30日現在〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,268,039	流動負債	1,085,284
現金及び預金	1,863,967	買掛金	555,393
売掛金	1,333,825	未払金	214,976
商品	11,008	未払費用	61,544
仕掛品	1,287	未払法人税等	214,353
貯蔵品	3,547	未払消費税等	25,788
前渡金	1,313	預り金	13,228
前払費用	9,430		
繰延税金資産	26,975	負債合計	1,085,284
未収入金	33,426	(資本の部)	
その他の流動資産	3,166	資本金	1,366,843
貸倒引当金	△19,906	資本剰余金	1,292,218
固定資産	1,299,350	資本準備金	1,292,218
有形固定資産	55,495	利益剰余金	823,043
建物附属設備	10,830	当期末処分利益	823,043
工具器具備品	44,664		
無形固定資産	98,207	資本合計	3,482,106
ソフトウェア	93,764		
ソフトウェア仮勘定	3,975	負債・資本合計	4,567,390
電話加入権	467		
投資その他の資産	1,145,648		
投資有価証券	11,221		
関係会社株式	889,680		
長期貸付金	10,000		
長期前払費用	10,333		
繰延税金資産	72,449		
差入保証金	149,842		
その他の投資	12,121		
貸倒引当金	△10,000		
資産合計	4,567,390		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成17年5月1日)
(至 平成18年4月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益部の損益	営業収益		4,896,855
	売上高		
	営業費用		
	売上原価	2,530,065	
	販売費及び一般管理費	1,634,318	4,164,383
	営業利益		732,472
	営業外収益		
	受取利息	1,573	
	その他	374	1,947
	営業外費用		
公開関連費用	2,152		
新株発行費償却	13,377		
その他	1	15,531	
経常利益		718,888	
特別損益			
特別損失			
固定資産除売却損	6,034		
投資有価証券評価損	3,286	9,320	
税引前当期純利益		709,568	
法人税、住民税及び事業税	291,270		
法人税等調整額	△15,560	275,709	
当期純利益		433,858	
前期繰越利益		389,185	
当期未処分利益		823,043	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法
 - 仕掛品……………個別法による原価法
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法
 - なお、耐用年数については、コンピュータ及びその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータ及びその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数（2年）によっております。
 - 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具器具備品	2～20年
 - 無形固定資産
 - 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法を採用しております。
 - 長期前払費用……………均等償却によって処理しております。
 - なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 繰延資産の処理方法
 - 新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
6. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成17年4月1日以降に適用されたことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

なお、これによる損益の影響はありません。

表示方法の変更

前期まで区分掲記しておりました「長期未収入金」は、重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他の投資」に含めて表示することにしました。

なお当期における「長期未収入金」は8,338千円であります。

貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	85,743千円
短期金銭債務	26,250千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

94,792千円

(3) 発行済株式総数

普通株式	62,780株
------	---------

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	35,914千円
販売費及び一般管理費	25,000千円
営業取引以外の取引高	276千円

(2) 1株当たり当期純利益

7,279円28銭

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当期末処分利益	823,043,820
これを次のとおり処分します。	
配当金 (1株につき2,000円)	125,560,000
取締役賞与金	13,000,000
次期繰越利益	684,483,820

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 宮 直 仁 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 井 上 東 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第7期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第7期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年6月30日

株式会社ザッパラス 監査役会
監査役（常勤） 伊 藤 勇 ㊟
監 査 役 田 中 奉 文 ㊟
監 査 役 井 上 昌 治 ㊟

(注) 監査役伊藤 勇、田中奉文及び井上昌治は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

〔平成18年4月30日現在〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,426,917	流動負債	1,192,135
現金及び預金	1,970,070	買掛金	589,060
売掛金	1,371,746	未払金	223,499
たな卸資産	24,450	短期借入金	1,378
繰延税金資産	31,170	未払法人税等	257,195
その他の流動資産	48,068	その他の流動負債	121,001
貸倒引当金	△18,588		
固定資産	1,270,190	固定負債	212
有形固定資産	83,253	長期借入金	212
建物及び構築物	33,247		
工具器具備品	50,005	負債合計	1,192,347
無形固定資産	919,210	(少数株主持分)	
ソフトウェア	94,590	少数株主持分	12,476
連結調整勘定	819,745		
その他の無形固定資産	4,874	(資本の部)	
投資その他の資産	267,727	資本金	1,366,843
投資有価証券	11,221	資本剰余金	1,292,218
長期貸付金	10,000	利益剰余金	833,222
繰延税金資産	72,449		
その他の投資	184,056	資本合計	3,492,284
貸倒引当金	△10,000		
資産合計	4,697,108	負債、少数株主持分及び資本合計	4,697,108

連結損益計算書

(自 平成17年5月1日)
(至 平成18年4月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業収益		5,319,114
	売上高		
	営業費用		
	売上原価	2,761,515	
	販売費及び一般管理費	1,791,355	4,552,870
	営業利益		766,244
	営業外収益		
	受取利息	1,297	
	その他	374	1,671
	営業外費用		
公開関連費用	2,152		
新株発行費償却	13,377		
その他	11	15,541	
経常利益		752,374	
特 別 損 益 の 部	特別利益		
	貸倒引当金戻入	524	524
	特別損失		
	固定資産除売却損	6,836	
	投資有価証券評価損	3,286	10,122
税金等調整前当期純利益			742,776
法人税、住民税及び事業税		314,947	
法人税等調整額		△16,444	298,502
少数株主利益			236
当期純利益			444,037

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

連結子法人等の数 2社

連結子法人等の名称 株式会社ジープラス

株式会社アレス・アンド・マーキュリー

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

株式会社ジープラス及び株式会社アレス・アンド・マーキュリーは当連結会計年度において株式を取得し子法人等としたため、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち株式会社アレス・アンド・マーキュリーの決算日は6月30日であるため、連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお株式会社ジープラスの決算日は連結決算日と一致しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

なお、耐用年数については、コンピュータ及びその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータ及びその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数（2年）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～20年

工具器具備品 2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア…社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……………均等償却によって処理しております。
なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4)繰延資産の処理方法

新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(5)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6)連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(7)連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。

(8)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表の注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	99,403千円
(2)発行済株式総数	
普通株式	62,780株

4. 連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益	7,455円33銭
------------	-----------

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 直 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 東 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第7期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ザッパラス及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第7期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
平成18年6月30日

株式会社ザッパラス 監査役会
監査役（常勤） 伊 藤 勇 ㊟
監 査 役 田 中 奉 文 ㊟
監 査 役 井 上 昌 治 ㊟

（注）監査役伊藤 勇、田中奉文及び井上昌治は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 62,780個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第7期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類18頁に記載のとおりであります。

なお、当期の利益配当につきましては、今後の積極的な事業展開に伴う資金需要に備えるために内部留保等企業体質の強化に努めるとともに、株主の皆様のご支援にお応えするべく期末配当は1株につき2,000円とさせていただきますと存じます。

また、取締役賞与金につきましては取締役5名に対し1,300万円を支給させていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) フロアを統合することにより業務効率の向上をはかるとともに、オフィス環境を整備することとしたため、本店所在地を東京都渋谷区に変更するものであります(変更案第3条)。

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第13条)。

② 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第25条)。

③ 社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第40条2項)。

(3) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 2 条 (条文省略) (本店の所在地)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。 (新 設)	第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 <u>(機 関)</u>
	第 4 条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法)	(公告の方法)
第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(発行する株式の総数)</u>	<u>(発行可能株式総数)</u>
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、190,000株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、<u>毎年4月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿及び株式喪失登録簿の記載又は記録、端株の買取り、その他の株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条 (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社は、6名以内の取締役を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役および補欠者の選任決議は、<u>総株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5. <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき日までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の過半数で行う。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任及び任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日までの1年とし、毎年4月30日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 <u>剰余金の配当は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第46条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>2. 前項の金銭には利息は付けない。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
1	川 嶋 真 理 (昭和44年9月28日生)	平成元年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 代表取締役 平成6年1月 ファミリービス株式会社設立 代表取締役 平成7年11月 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社） 取締役 平成12年3月 サイバービス株式会社（現当社）設立 代表取締役会長（現任） 平成12年4月 株式会社ヒス・ブレインズ（現株式会社ソーレアリア）設立 取締役 平成14年11月 株式会社キャリアマート 取締役（現任） 現在に至る	13,960株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
2	杉山全功 (昭和40年4月16日生)	<p>平成元年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 取締役</p> <p>平成3年9月 株式会社徳間インテリジェンスネットワーク 取締役</p> <p>平成7年8月 株式会社シンフォレスト 取締役</p> <p>平成9年4月 有限会社クリプトメリア 取締役(現任)</p> <p>平成11年12月 株式会社マックスサポート 取締役(現任)</p> <p>平成12年6月 株式会社インデックス入社 経営企画室長</p> <p>平成13年10月 ストリーミングメディアコミュニケーションズ株式会社(現株式会社インデックス・ソリューションズ) 取締役</p> <p>平成14年7月 株式会社プラクティス(現株式会社インデックス・ライツ) 取締役副社長</p> <p>平成16年1月 当社入社</p> <p>平成16年3月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成17年11月 株式会社ジープラス 取締役(現任)</p> <p>現在に至る</p>	2,180株
3	森春幸 (昭和38年10月3日生)	<p>平成2年12月 グラムス株式会社設立 専務取締役</p> <p>平成7年8月 株式会社シンフォレスト設立 取締役副社長</p> <p>平成12年9月 サイバービス株式会社(現当社) 取締役(現任)</p> <p>平成13年6月 株式会社イーピクチャーズ 取締役</p> <p>平成18年2月 株式会社アレス・アンド・マーキュリー 代表取締役(現任)</p> <p>現在に至る。</p>	440株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
4	松本浩介 (昭和42年6月2日生)	平成6年1月 ファミリービズ株式会社 取締役 平成10年6月 時刻表情報サービス株式会社 取締役 平成11年3月 時刻表情報サービス株式会社 代表取締役 平成16年7月 当社 取締役(現任) 平成17年1月 時刻表情報サービス株式会社 取締役(現任) 平成17年11月 株式会社ジープラス 取締役(現 任) 平成18年2月 株式会社アレス・アンド・マー キュリー 取締役(現任) 現在に至る	285株
5	山崎浩史 (昭和40年10月10日生)	平成2年4月 株式会社クラレ入社 平成12年7月 トランスコスモス株式会社入社 平成13年4月 同社総務部長 平成16年4月 同社管理本部長 平成17年4月 当社入社 平成17年7月 当社 取締役(現任) 平成17年11月 株式会社ジープラス 監査役 (現任) 平成18年2月 株式会社アレス・アンド・マー キュリー 監査役(現任) 平成18年6月 シナプスフォン株式会社 取締 役(現任) 現在に至る	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
6	田中奉文 (昭和18年4月8日生)	平成2年8月 日興証券株式会社（現日興コー ディアル証券株式会社）公開引 受部長 平成10年12月 同社企業法人本部副本部長 平成14年9月 三菱証券株式会社常務執行役員 平成15年7月 株式会社TASC設立 代表取 締役（現任） 平成16年6月 株式会社ジー・モード 監査役 （現任） 平成17年6月 株式会社サザビー（現株式会社 サザビーリーグ） 監査役（現 任） 平成17年7月 当社 監査役（現任） 現在に至る	—

- (注) 1. 取締役候補者田中奉文氏は、社外取締役の要件を満たしております。
2. 取締役候補者田中奉文氏は、株式会社TASCの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に財務戦略に関するコンサルティングの取引関係があります。
3. 取締役候補者田中奉文氏は、本総会終結の時をもって、当社監査役を辞任する予定であります。
4. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係がありません。

第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

監査役田中奉文氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任、および法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者濱村則久氏は田中奉文氏の補欠として選任をお願いするものであり、任期は当社定款第33条第2項の規定により、平成21年7月開催予定の第10回定時株主総会終結の時までとなります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	濱村 則久 (昭和30年2月25日生)	昭和58年10月 等松青木監査法人(現監査法人トーマツ) 入所 平成11年9月 濱村則久公認会計士事務所開設 所長(現任) 平成11年11月 プラス株式会社 ディスクロージャージャー部 部長 平成16年11月 株式会社マッドハウス 監査役(現任) 平成18年6月 株式会社フリーハンド設立 代表取締役(現任) 現在に至る	—

- (注) 1. 監査役候補者濱村則久氏は、濱村則久公認会計士事務所の所長を兼務しており、当社は同所との間に会計に関するコンサルティングの取引関係があります。
2. 監査役候補者濱村則久氏は、社外監査役の候補者であります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株式数
2	山 川 真 考 (昭和42年2月1日)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成12年4月 トランスコスモス株式会社入社 平成14年4月 同社カスタマーリレーション シップマネジメント第二事業本 部副本部長 平成14年6月 同社取締役 平成16年8月 株式会社ユニキド設立 代表取 締役 (現任) 平成17年4月 株式会社ディー・ケイ・ア ミューズメント代表取締役 (現 任) 平成17年12月 株式会社アイピー・テレコム 取締役 (現任) 現在に至る	—

(注) 1. 補欠監査役候補者山川真考氏は、株式会社ユニキドの代表取締役を兼務してお
り、当社は同社との間に、事業リスクマネジメントに関するコンサルティング
の取引関係があります。

2. 補欠監査役候補者山川真考氏は、社外監査役の候補者であります。

以 上

